意　見　書　案　（令和８年11月定例議会）

No.	件　　名	提出会派	頁
1	衆議院比例定数削減を行わないことを求める意見書（案）	日本共産党	2
2	行き過ぎた大企業・富裕層減税を改め消費税一律５％減税を求める意見書（案）	日本共産党	3
3	礫川公園地下の実弾試射実験隧道を 平和祈念の遺構として保存し、見学できるよう求める意見書（案）	日本共産党	4
4	安保３文書改定による大軍拡や非核三原則の変更 原子力潜水艦保有に向けた協議・検討を止める意見書（案）	日本共産党	5
5	介護サービス提供体制の維持及び介護人材確保に関する意見書（案）	ＡＧＯＲＡ	6
6	前立腺がん検診（ＰＳＡ検査）の制度化及び財政支援の拡充を求める意見書（案）	ＡＧＯＲＡ	7
7	国立大学の教育研究基盤の充実と高等教育の機会均等の確保を求める意見書（案）	ＡＧＯＲＡ	9
8	Ｇ７等の首脳会議への主体的な参画と外交・危機管理体制の強化を求める意見書（案）	ＡＧＯＲＡ	11
9	自治体の情報システムの安全性確保とサイバーセキュリティ対策への支援強化を求める意見書（案）	ＡＧＯＲＡ	13
10	消費税減税及び支援金制度に係る懸念の解消を求める意見書（案）	ＡＧＯＲＡ	15
11	ＣＯＰ31を機に気候変動対策の強化と国際協調の推進を求める意見書（案）	ＡＧＯＲＡ	17
12	日本版ＤＢＳの施行に当たり、子どもの権利を学ぶ機会と性暴力から守る体制の確立を求める意見書（案）	区民が主役	19
13	非核三原則の堅持を求める意見書（案）	区民が主役	20

衆議院比例定数削減を行わないことを求める意見書（案）

自民党、日本維新の会、国民民主党の３党は、衆議院比例定数 31 削減を柱とした選挙制度改定法案を共同提出しました。

国会議員は主権者・国民の代表です。民意を正確に反映した国会での徹底した議論を通じて国の進路をきめるのが、国民主権の議会制民主主義です。議員の数を減らせば、国民の声を国会に反映させる「経路」は細くなり、国民の声はますます議会に届きにくくなります。憲政史上最大規模の比例定数 31 削減は、地方の議席を減らし、少数意見や少数政党を排除し、若者や女性の政治進出を妨げ、多様な民意の議席への反映をいっそう困難にします。国会に国民の声が届かなくなれば、国会の最も大事な役割である政府監視機能が弱まります。議員定数削減ありきで、民主主義の土台を破壊する議論に道理はありません。

また、日本の国会議員定数は、人口 100 万人あたり 5.6 人であり、ＯＥＣＤ加盟国 38 カ国中 36 番目という低い水準です。政治改革の名の下に日本の国会議員定数は減らされてきましたが、合理的な根拠は示されていません。国民の声を代弁する国会議員を減らせば、国民の声が届かなくなります。特に多様な民意を反映する役割を持つ比例代表議員の定数を削減することは許されません。

現行の衆議院選挙制度は、小選挙区と比例代表の二つの選挙で構成され、1996 年衆院選から適用されています。小選挙区は、選挙区の最大得票の候補者１人しか当選できず、それ以外の候補の得票は選挙区での当選に結びつかない大量の「死票」となるなど、大政党本位に民意をゆがめることにつながっています。小選挙区には本質的な弊害があることから、制度導入時には小選挙区制度を推進した勢力からも「民意の反映」を口にせざるを得ず、政党の得票に応じて議席を配分する比例代表と組み合わせた選挙制度となったのです。小選挙区と比例代表の定数について、おおむね３対２の割合となっています。比例代表定数の大幅な削減は、死票を増大させ、多様な民意を切り捨てることにつながるとともに、巨大与党を有利にし、独裁に道を開くことになります。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、多様な民意を切り捨てる衆議院の比例代表議員の定数削減を行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

行き過ぎた大企業・富裕層減税を改め消費税一律５％減税を求める意見書（案）

政府は「消費税・支援金法案」で、来春から２年間のみ食料品の消費税率を１％に減税し、2029 年度から働く中低所得者への支援金制度を本格導入するとしています。

しかし、低所得者世帯の支出のうち食料品は３割程度で、物価高騰があらゆる品目に及ぶ中、食料品のみの消費減税では不十分です。

減税期間を限ることで、２年後には食料品の税率が１％から８％に跳ね上がり大増税となります。代わりに導入するという「所得に応じた給付」の対象者は全人口の１割程度で、国民の９割は大増税です。さらに所得の低い層や働けない人、失業者、ほとんどの年金受給者には給付されません。年収が一定を超えると給付が打ち切られ、そのラインは 240 万円～270 万円が検討され、給付額も示されていません。減税を食品に限ると、外食産業や農家などが打撃を受け、複数税率が残ることで小規模事業者やフリーランスを苦しめるインボイス制度が一層固定化されます。また政府はその財源について明確に示しておらず、無責任という他ありません。

物価高騰があらゆる品目に及ぶ今、一律５％の消費減税こそ、物価高騰対策として最も有効です。平均的な勤労者世帯では、消費税を一律５％にすると年 14 万円の減税で、食料品１％の場合の 2.4 倍、年収 200 万円未満の単身世帯でも５万円前後の減税です。

消費減税には恒久財源が必要です。大企業は巨額の利益を上げているにもかかわらず年間 12 兆円もの減税を受け、資本金 10 億円以上の大企業の方が中小企業より税負担率が低く、所得一億円を超えると税の負担率が下がります。これら大企業や富裕層への行き過ぎた減税を改めれば、消費減税の恒久財源を作ることは可能です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、消費税の一律５％減税を求め、行き過ぎた大企業・富裕層減税を改めてその財源を作ることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
財務大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

礫川公園地下の実弾試射実験隧道を
平和祈念の遺構として保存し、見学できるよう求める意見書（案）

文京区には旧日本帝国陸軍東京砲兵工廠という日本最大の兵器製造工場がありました。明治４年、兵器や弾薬の製造と貯蔵などの施設が水戸徳川家の屋敷跡地に造られました。現在の東京ドームシティ、小石川後楽園、礫川公園、東京都戦没者霊園、中央大学理工学部を含む広大な敷地で、陸軍砲兵工科学校もありました。そして、礫川公園地下には三八式歩兵銃等、製造した小銃類の実弾試射実験を行ったという 280ｍのイギリス積みで構築されたレンガ造りの隧道が残されています。

この隧道は国が管理し、平成 10 年度まで国有財産の使用許可を受けた日本ライフル射撃協会が射撃場として使用していました。その後、平成 11 年度に国の要請を受けて隧道入口は閉鎖され、それ以降、取り扱いについて国との協議は行われておりません。

ある歴史研究者は「この戦争遺構は、兵器製造の遺構として、その存在を後世に伝え、戦争、殺戮といった過ちを繰り返さないためにも、保存と活用に関する対策を求め、平和教育の場として活用すべき」と述べています。

よって、文京区議会は、政府に対し、東京砲兵工廠の全体像や隧道についての詳細、また歴史的事実を明らかにするとともに、隧道は平和祈念の遺構として保存し、見学できるようにすることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
文部科学大臣　　宛て
国土交通大臣

安保３文書改定による大軍拡や非核三原則の変更
原子力潜水艦保有に向けた協議・検討を止める意見書(案)

自民党、日本維新の会の与党は 11 月 10 日、国会内で安保３文書の年内改定に向けた実務者協議の会合を開始しました。安保３文書は（１）国家安全保障戦略（２）国家防衛戦略（３）防衛力整備計画のことで、現行の文書は 2022 年 12 月に閣議決定され違憲の敵基地攻撃能力保有や軍事費のＧＤＰ比２％への引き上げなどが盛り込まれています。

今後の実務者協議では（１）防衛関係経費の大幅増額（２）米軍の核持ち込みを公然化するための非核三原則見直し（３）原子力潜水艦保有を議題とするとしていますが、安保３文書改定を巡っては 2027～31 年度の５年間の防衛関係経費予算の総額が現行計画の約 1.8 倍となる 80 兆円規模になるとの報道も相次ぎ、政府・与党からは防衛関係経費の額や財源について、この実務者協議で議論するとの発言もされています。

また、この実務者協議は安保３文書改定に向け政府の検討状況を聴取し、11 月下旬以降には、政府の「有識者会議」の報告書についても聴取するとされ、国是である非核三原則を骨抜きにして米軍の核持ち込みを公然化し、日本の国土を核戦争の拠点にすることを容認することや、憲法上保有できないとしてきた原子力潜水艦の保有についても「議論をしていく」とされています。

これらの動きに先立ち自民、維新両党は、今年６月、安保３文書改定に向けた提言をそれぞれまとめ、政府に提出しています。自民党の提言は北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）加盟国が中核的な軍事支出を国内総生産（ＧＤＰ）比 3.5%にする目標で合意したことなどを指摘し、「裏付けとなる予算を確保し、装備・体制の両面において５年以内に防衛力の変革を成し遂げるべき」としています。維新の提言は、非核三原則のうち「核兵器を持ち込ませず」について「現実的検討を行うべきだ」と明記し、原潜の早急な導入も要求しています。

こうした政府・与党の動きは、北東アジアの軍事緊張を高め、軍拡競争を激化させ、日本の経済と国民の暮らしを押しつぶす亡国の道につながるものです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、以下の点を要請します

1　安保三文書改定にむけたあらゆる協議・作業を政府として中止すること。
2　戦争被爆国の責務を自覚し国是である非核三原則を堅持・実行すること。
3　憲法や専守防衛だけでなく、原子力利用を平和目的に限り自主・民主・公開を原則にする原子力基本法にも原子力潜水艦保有のいかなる検討も行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
防衛大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

介護サービス提供体制の維持及び介護人材確保に関する意見書（案）

高齢化の進展により介護需要が増加の一途をたどる一方、介護人材不足の深刻化や介護事業所の経営悪化によって、介護サービス提供体制の維持が極めて困難な状況に直面しています。とりわけ、2024 年度介護報酬改定では、介護報酬全体はプラス改定となったものの、訪問介護については基本報酬が引き下げられました。厚生労働省は処遇改善加算の拡充等による対応を示していますが、小規模事業所や地域密着型事業所においては十分に補填できず、経営への深刻な影響が指摘されています。実際に、厚生労働省が 2024 年に実施した調査によると、2024 年６月から８月までの３か月間に休止又は廃止した訪問介護事業所は 563 か所となり、前年同期より 45 か所増加しました。また、その主な理由として人材不足が挙げられており、介護サービス提供体制の維持が全国的な課題となり、現在も改善が困難な状況です。

東京都内及び特別区においては、人件費、賃料、物価高騰の影響が他地域以上に大きく、介護事業所の経営環境は極めて厳しい状況です。特に訪問介護では、利用者宅間の移動時間や待機時間が介護報酬上十分に評価されておらず、サービス提供に従事する職員の負担増加と事業経営の圧迫を招いています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、介護サービスの持続可能な提供体制を確保するため、次の事項を速やかに実施するよう強く要望します。

記

１　訪問介護等の在宅サービスにおいて、利用者宅間の移動時間が介護報酬上適切に評価されるよう、移動時間加算を創設すること。また、都市部の交通事情やサービス提供の実態を踏まえ、現場負担に見合った介護報酬体系へ見直すこと。

２　介護人材を安定的に確保するため、全産業平均との差を埋める水準まで介護職員の処遇改善を進めるとともに、介護報酬改定において必要な財源を国として確実に確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　月　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣　　宛て
衆議院議長
参議院議長

前立腺がん検診（ＰＳＡ検査）の制度化及び財政支援の拡充を求める意見書（案）

前立腺がんは、我が国の男性が罹患するがんの中で最も多いがんとなっています。国立がん研究センターによると、男性のがん罹患数で第１位となっていて、2024 年の死亡者数は 13,670 人であり、依然として多くの命が失われています。前立腺がんは初期段階では自覚症状がほとんどなく、症状が現れた時には進行している場合も少なくありません。一方で、血液検査によるＰＳＡ（前立腺特異抗原）検査によって比較的容易に発見することが可能であり、早期発見・早期治療に結び付けることができます。

多くの自治体では住民の健康を守る観点から独自に前立腺がん検診を行い、中央区では 55 歳以上の男性区民を対象にＰＳＡ検査を無料で実施しており、墨田区では 50 歳から 74 歳までの男性区民を対象にＰＳＡ検査を実施しています。厚生労働省調査では、国の指針によるがん検診以外にＰＳＡ検査を実施していた自治体は全国 1,366 自治体、全体の 78.6％に達しており、多くの自治体が前立腺がん検診の必要性を認識し積極的に取り組んでいます。

しかし、前立腺がん検診は国が定める対策型検診に位置付けられていないことから、受診機会は自治体の財政力や政策判断によって大きく左右されています。その結果、居住する地域によって受診の可否や自己負担額に差が生じ、全国で均等な受診環境が確保されているとは言えない状況にあります。高齢化が進展する中で前立腺がん患者のさらなる増加が見込まれることから、男性の健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るためにも、国が主体となって前立腺がん検診の推進に取り組む必要が求められます。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、前立腺がんによる死亡率の低減と早期発見・早期治療の推進を図るため、下記の事項を強く求めます。

記

1　前立腺がん検診（ＰＳＡ検査）の有効性について最新の科学的知見を踏まえた検証を進め、国のがん検診施策の中に適切に位置付けること。

2　自治体が実施する前立腺がん検診に対する国庫補助制度を創設し、全国どこでも等しく受診機会が確保されるよう必要な財政措置を講じること。

3　前立腺がんの早期発見及び早期治療の重要性について国民への普及啓発を強め、自治体が行う受診勧奨事業及び検診体制整備に対する支援を拡充し、受診率向上に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　月　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

国立大学の教育研究基盤の充実と高等教育の機会均等の確保を求める意見書（案）

令和８年 10 月 22 日、財務省は、財政制度等審議会の財政制度分科会において、国立大学の授業料標準額について、物価や賃金の動向に応じて毎年度見直す仕組みを提案しました。

国立大学は、全国各地で教育研究の拠点として重要な役割を果たしています。とりわけ地方においては、地域の教育、医療、産業、行政などを支える人材を育成するとともに、地域に根差した学術研究や技術革新を担う「知の拠点」となっています。

また、家庭の経済状況や進学に関する家庭の方針、家族の世話、本人の健康上の事情などにより、地元を離れて進学することが難しい若者にとって、地元の国立大学は、高等教育を受けるための大切な選択肢です。自宅から通える大学があることで、住居費などの負担を抑え、働きながら学ぶ道が開かれる場合もあります。授業料の引上げや身近な地域における教育研究機能の縮小は、こうした若者の進学の選択肢を狭め、教育機会の地域間格差や経済的格差を拡大させるおそれがあります。

さらに、我が国の優れた研究人材の育成は、一部の大規模な研究大学だけが担ってきたものではありません。ノーベル賞受賞者の中にも、山梨大学出身の大村智氏、埼玉大学出身の梶田隆章氏、徳島大学出身の中村修二氏などがいます。こうした事実は、大学の規模や所在地にかかわらず、全国各地に多様な教育研究の基盤を維持することが、才能を幅広く育み、我が国全体の学術研究の発展につながることを示しています。

これらの役割を果たすため、国立大学には、物価高騰や人件費の上昇に対応し、教育研究環境を維持・充実させる財源が必要です。しかし、その負担を学生や保護者に転嫁することには慎重でなければなりません。国が多子世帯への授業料等の減免を拡充するなど、高等教育の経済的負担の軽減を進める中、授業料の引上げは、こうした政策の方向性に逆行しかねません。

ＯＥＣＤの国際比較でも、日本の高等教育機関の財源に占める公的財源の割合は、加盟国平均を大きく下回っています。学生や保護者に一層の負担を求めるのではなく、国立大学法人運営費交付金をはじめとする基盤的経費を充実させる必要があります。物価や人件費の上昇による財源の実質的な目減りを防ぐとともに、短期的な成果だけでは評価し難い基礎研究や多様な研究を支えるため、安定的かつ継続的な財政支援が求められます。

地域に必要な人材を育てる国立大学の機能を弱め、若者が地元で学ぶ機会を狭めることは、地方創生に逆行します。全国各地の国立大学の教育研究基盤を維持・充実させ、高等教育の機会均等と我が国の学術研究の発展を支えることは、国が果たすべき重要な責務です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、次の事項について必要な措置を講ずるよう強く要望します。

記

1　国立大学の授業料標準額の見直しに当たっては、学生及び保護者の経済的負担や、高等教育の機会均等への影響を十分に考慮し、物価や賃金の上昇を機械的に授業料へ転嫁することなく、安易な引上げを行わないこと。

2　国立大学が地域に必要な人材の育成と教育研究の拠点としての役割を果たせるよう、国立大学法人運営費交付金をはじめとする基盤的経費について、物価や人件費の上昇を踏まえた増額を図り、安定的かつ継続的に確保すること。

3　家庭の経済状況や居住地域によって大学進学及び修学の継続が困難となることのないよう、授業料減免や給付型奨学金など、学生への経済的支援を一層充実させること。

4　国立大学の教育研究機能や地域への貢献に加え、若者の高等教育の機会を保障する役割を適切に評価し、大学の規模や短期的な経済効率のみによらず、全国各地の国立大学の教育研究基盤を維持・充実させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　月　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣　　宛て
衆議院議長
参議院議長

Ｇ７等の首脳会議への主体的な参画と外交・危機管理体制の強化を求める意見書（案）

令和８年 10 月２日、Ｇ７首脳オンライン会議が開かれ、中東の紛争やウクライナでの戦争を背景に、世界のエネルギーの安定供給について協議が行われました。エネルギーの供給不安や価格の上昇は、光熱費や燃料費を通じて、区民の暮らしや地域の事業者の経営にも影響します。日本にとっても、首相が各国首脳と直接議論し、我が国の立場を伝えるべき重要な会議でした。

しかし、高市内閣総理大臣はこの会議に出席せず、外務審議官が代理出席しました。アジアで唯一のＧ７構成国である日本には、日本を含むアジアのエネルギー事情を首脳間の議論に反映させる役割があります。今回の議題を主に米欧間の問題と捉え、首相自身の出席を見送った判断には、疑問が残ります。

政府は欠席の理由について、当初、開催時間が直前に確定したため準備が整わなかったことや、会議の議題、代理出席が認められていたことなどを挙げていました。しかし、開催に至る連絡・調整の経過や、誰がどの時点で欠席を判断したのかについて、十分な説明はなされていません。

国会審議では、首相が通信回線や機材の準備について説明する一方、外務大臣は、会議の性格などを踏まえ、外務審議官の出席が適切との考えを外務省から官邸に伝えたと説明しています。こうした説明の関係や判断過程は、なお明確になっていません。「総合的に判断した」と繰り返すだけでは、国民の疑問に答えたことにはなりません。当初から具体的かつ一貫した説明を尽くさず、疑念を招いた政府の対応は、説明責任を果たす姿勢として不十分であったと言わざるを得ません。

また、事務的な準備が整わず首相が出席できなかったのであれば、突発的な国際情勢の変化や緊急の首脳協議に対応する体制にも懸念が生じます。官邸と外務省の情報共有、判断の手順、通信設備及びその運用体制について検証し、必要な改善を行うべきです。

首脳外交は、声明の伝達にとどまらず、各国首脳との直接の議論を通じて信頼関係を築き、国際的な意思決定に我が国の立場を反映させる重要な機会です。国際秩序が揺らぐ中、その機会を重く受け止め、責任ある対応を行うことが求められます。

よって、文京区議会は、政府に対し、次の事項を求めます。

記

1　今回のＧ７首脳オンライン会議について、開催に関する通知及び調整の経過、官邸と外務省の情報共有、首相の欠席及び代理出席の判断主体・時期・理由を検証し、安全保障上必要な配慮を行いつつ、国会及び国民に具体的かつ整合的に説明すること。

2　当初の説明が不十分であったことを踏まえ、国会答弁及び政府発表の正確性と一貫性を確保し、説明に誤りや不足がある場合には速やかに訂正・補足するなど、説明責任を果たすこと。

3　緊急の国際会議にも首相が迅速に参加できるよう、官邸と外務省の連絡・意思決定体制並びに通信設備、要員配置及び運用体制を点検し、必要な改善を行うこと。

4　Ｇ７をはじめとする重要な首脳会議への首相自身の出席を重視し、エネルギーの安定供給、物価、平和と安全など、国民生活に関わる国際的な課題の解決に主体的に参画すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　月　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
外務大臣　　宛て
内閣官房長官

自治体の情報システムの安全性確保と
サイバーセキュリティ対策への支援強化を求める意見書（案）

令和８年 10 月、ウェブサイトや業務システムで広く利用されているプログラミング言語「ＰＨＰ」の重大な脆弱性が公表されました。東京都などでは、安全を確保するため、一部のサービスを予防的に停止しました。行政手続のオンライン化が進む中、個人情報を守るとともに、サービスの停止が必要な場合にも、住民が必要な情報を得られ、手続を行えるようにしておくことが重要です。

市区町村には、委託先が提供するサービスを含め、利用するシステムの安全性を確保し、停止や再開の判断、代替手段の確保、住民への周知を行う責任があります。一方、同じソフトウェアや外部サービスが全国で利用されているため、一つの脆弱性が複数の自治体に同時に影響するおそれがあります。影響の把握や対処方法の検証を自治体ごとに行うことには限界があり、専門人材や財源にも差があります。

政府は、令和８年 11 月６日にサイバーセキュリティ緊急対策パッケージを決定し、自治体サイバーセキュリティサポートチームの構築を掲げました。国には、全国で共通して使える対処情報や基準を整備し、必要な人材と財源を確保する役割があります。その上で、国は、都道府県が広域で情報共有や技術支援を行う体制を整えるとともに、市区町村が診断結果を踏まえて改修・更新を行い、その後も安全に運用できるよう、両者を支援する必要があります。

よって、文京区議会は、政府に対し、次の事項を求めます。

記

1　自治体サイバーセキュリティサポートチームによる支援体制を早期に具体化し、脆弱性の影響範囲や対処方法に関する情報を都道府県及び市区町村に迅速に提供すること。都道府県による広域の技術支援を後押しするとともに、複数の自治体に同時に影響が及ぶ場合などには、国が専門人材の派遣や対応の調整を行い、市区町村が影響調査から初動対応、復旧まで必要な支援を受けられるようにすること。

2　市区町村が、財政力にかかわらず、脆弱性の診断、システムの改修・更新及び継続的な監視・保守を行えるよう、必要な財政措置を講じること。併せて、市区町村の専門人材の確保・育成及び都道府県による専門人材の共同活用を支援すること。

3　市区町村が外部サービスを調達・利用する際に、再委託先を含む安全管理、脆弱性への対応、緊急時の連絡及び責任分担を明確にできるよう、国が調達・契約に関する指針及び標準的な契約条項を整備・周知すること。

4　市区町村がサービスの停止に備え、代替の申請手段、申請期限の取扱い、住民への周知及び再開前の安全確認の手順を定め、訓練を行えるよう、国が手順のひな型を示し、都道府県による合同訓練を支援すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　月　日

文京区議会議長名

総務大臣
財務大臣　　宛て
内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障担当）

消費税減税及び支援金制度に係る懸念の解消を求める意見書（案）

11月６日、飲食料品に係る消費税率の引き下げと就業者負担軽減支援金の導入を盛り込んだ政府提出法案が、衆議院で可決されました。法案は、令和９年４月から２年間、飲食料品に係る消費税率を現行の８％から１％に引き下げるとともに、就業者負担軽減支援金を先行実施し、減税措置終了後に本格導入するものです。

物価高騰が長期化し、食料品をはじめとする生活必需品の値上がりが家計を圧迫しています。とりわけ、所得の増加が物価上昇に追いつかない世帯や、年金など限られた収入で暮らす人々に、早期に実効性のある支援を届けることが急務です。

政府は、支援金の対象を現役勤労者の３割以上とする方向で検討し、減税等の財源は租税特別措置や補助金、基金の見直しなどにより確保するとしています。しかし、具体的な支給対象や支給額、必要な財源の内訳及び恒久的な財源は、なお十分に明らかにされていません。また、減税の効果が消費者に十分還元されるか不透明であることや、２年間の減税措置終了後に家計負担が急増するおそれなど、多くの懸念が示されています。

また、就業状況や所得によっては、生活に困窮していても支援金の対象とならないことが懸念されます。減税開始までの間にも生活の厳しさは続いており、支援を必要とする人々に速やかに支援を届ける必要があります。

さらに、税率変更に伴う事業者の事務負担や、外食産業、農林水産業等への影響、給付事務を担う地方自治体への対応も課題です。消費税が社会保障の重要な財源であることを踏まえ、社会保障や地方自治体の行政サービスに支障を生じさせないことも不可欠です。支援金の給付費を地方自治体も負担することとなれば、住民サービスに必要な財源が圧迫されるおそれがあります。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、こうした懸念を解消し、物価高騰に苦しむ国民の生活を実効的かつ持続的に支える制度とするため、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

記

1　就業者負担軽減支援金の支給対象、所得基準、支給額及び実施時期並びに減税に伴う減収を補う財源を速やかに明らかにし、具体的な試算に基づき、制度全体の効果と負担を国民に分かりやすく説明すること。

2　年金生活者や、病気、障害、育児、介護等の事情により就業が困難な人々を含め、支援を必要とする人が就業の有無等によって取り残されることのないよう、必要な給付その他の措置を講ずること。また、減税開始までの間についても、生活に困窮する世帯への支援を速やかに実施すること。

3　減税措置終了後の家計への影響を所得階層や世帯構成等に応じて検証し、支援金の対象とならない人々も含め、急激な負担増によって生活に支障が生じないよう必要な措置を講ずること。

4　消費税率引下げの効果が消費者に適切に還元されるよう、価格動向を継続的に把握し、物価高対策としての効果を検証するとともに、その結果を公表し、必要な対応を行うこと。

5　税率変更に伴うシステム改修等の事業者負担を軽減するとともに、外食産業、農林水産業等への影響を把握し、必要な支援を行うこと。また、地方自治体が円滑に給付事務等を実施できるよう、十分な準備期間を確保し、必要な財政的・技術的支援を行うこと。

6　消費税減税に伴う地方消費税及び地方交付税の減収分については、国の責任で確実に補填すること。また、就業者負担軽減支援金については、先行実施及び本格導入に必要な給付財源を国の責任で確保し、地方自治体の財政運営や住民サービスに支障が生じないようにすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　月　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣　　宛て
衆議院議長
参議院議長

ＣＯＰ31 を機に気候変動対策の強化と国際協調の推進を求める意見書（案）

2026 年 11 月９日、トルコ・アンタルヤで国連気候変動枠組条約第 31 回締約国会議（ＣＯＰ31）が開幕しました。世界各地で猛暑や豪雨、干ばつによる深刻な被害が相次ぐ中、温室効果ガスの排出を減らす「緩和策」と、熱中症や浸水などの被害を防ぎ、軽減する「適応策」の両方を急ぐ必要があります。

今回の会議では、パリ協定の目標達成に向け、これまでの合意や各国の温室効果ガス削減目標を、具体的な対策と成果につなげられるかが問われています。各国の排出削減を後押しする「緩和作業計画」の延長や、途上国が適応策を進めるための資金の確保が、主な論点です。また、議長国は、最終エネルギー消費に占める電力の割合を 2035 年までに世界全体で 35％に引き上げる目標を提案しており、電源の脱炭素化と一体的に進めることが求められます。

2015 年に採択されたパリ協定の下、各国は、産業革命前からの世界の平均気温の上昇を 1.5℃に抑える努力を追求してきました。しかし、現在の取り組みは目標達成に十分ではなく、対策の一層の強化と着実な実行が求められています。2023 年のＣＯＰ28 では化石燃料からの脱却に向けた移行が合意されたものの、昨年のＣＯＰ30 では、その具体的な工程表を合意文書に盛り込むことができず、実行に向けた課題が残されました。

一方、米国は本年１月にパリ協定から再び離脱しました。主要排出国による国際協調からの後退は、世界の排出削減や途上国支援を停滞させかねません。こうした時こそ、日本は米国の政策後退に追随することなく、科学的知見と国際合意に基づく対策を貫き、国際協調を支える責任を果たすべきです。

しかし、日本は、2019 年のＣＯＰ25 以降、国際的な環境ＮＧＯのネットワークが気候変動対策に後ろ向きな国などに贈る「化石賞」に、複数国の一員としての受賞を含め７回連続で選ばれています。昨年のＣＯＰ30 では、化石燃料の利用を長期化させかねない技術の推進や、公正な移行をめぐる交渉姿勢などに厳しい批判を受けました。今回のＣＯＰ31 でも、日本を含む９か国が首脳の欠席を理由に選ばれ、気候変動への国際協力に取り組む姿勢が問われています。

また、ＣＯＰ31 に合わせて公表された、環境シンクタンクなどによる温暖化対策の国際評価でも、日本は 58 位と最下位グループに位置づけられました。政府は、化石燃料の利用を支える補助金などへの批判を重く受け止め、排出削減や再生可能エネルギーへの転換を促す政策へと見直す必要があります。

気候変動対策の先送りは、災害による被害や将来の負担を増大させます。省エネルギーと再生可能エネルギーの普及を進めることは、排出削減に加え、輸入化石燃料への依存を減らし、エネルギーの安定供給を確保する上でも重要です。また、対策を進める際には、働く人々や地域社会の声を反映し、負担が特定の人々に集中しない公正な移行を実現しなければなりません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、以下の事項を強く求めます。

記

1　米国の政策動向にかかわらず、パリ協定の 1.5℃目標の達成に向けた国際協調を主導し、各国の温室効果ガスの排出削減を後押しする国際的な枠組みを強化すること。また、途上国が適応策を進めるための資金・技術支援を強化すること。

2　化石燃料依存からの脱却に向けた工程を明確にし、省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーの導入を加速するとともに、電源の脱炭素化と一体的に電化を推進すること。また、国内外で化石燃料への依存を長期化させる支援を見直し、働く人々や地域社会に配慮した公正な移行を進めること。

3　猛暑や豪雨、浸水などから住民の命と暮らしを守るため、地方自治体が行う緩和策・適応策への財政的・技術的支援を充実するとともに、気候変動対策の実効性を高める安定した財源の確保と法制度の強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　月　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
外務大臣
経済産業大臣
環境大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

日本版ＤＢＳの施行に当たり、子どもの権利を学ぶ機会と性暴力から守る体制の確立を求める意見書（案）

令和８年 12 月 25 日、日本版ＤＢＳを含む「こども性暴力防止法」が施行されます。特定性犯罪前科の確認や、教育・保育等の現場における研修、相談体制の整備等を通じて、子どもへの性暴力を防ぐ重要な制度です。

しかし、大人の性犯罪前科を確認するだけでは、子どもを性暴力から守ることはできません。

子ども自身が、何が性暴力であり、自分への権利侵害に当たるのかを知ることも欠かせません。身近な大人や信頼する相手からの行為を「指導」「親しさ」「二人だけの秘密」と受け止め、被害だと気付けないこともあります。

自分の身体や意思が尊重されること、相手が誰であっても許されない行為があること、被害の責任は自分にはないことこれらを学ぶ機会は、全ての子どもに保障されなければなりません。同時に、知識があっても、相手との力関係によって拒否できず、被害を訴えられない子どももいます。子どもに被害を防ぐ責任を負わせてはなりません。

国が推進する「生命の安全教育」の充実に加え、性に関する正確な知識を得て、自分と他者の身体や権利の尊重について体系的に学ぶ包括的性教育の推進が必要です。

また、子どもが被害を訴えられなくても、大人と組織が気付き、守る体制が不可欠です。

よって、文京区議会は、政府及び東京都に対し、それぞれの権限と責任において、次の事項を実施するよう強く求めます。

記

1　全ての子どもに、人権を基盤とする包括的性教育を、発達段階や障害特性等に応じて継続的に受ける機会を保障することを求めます。身体の境界線、性的同意、性と生殖、性暴力及び相談方法について科学的に正確な知識を伝えるとともに、拒否できず、被害を訴えられなくても、子どもに責任はないことを明確にすることを求めます。

2　子どもからの申告がなくても、学校・施設等が被害の兆候を把握し、専門機関と連携して安全確認、保護、支援を行う体制の確立を求めます。また、被害かどうか分からなくても安心して相談できる外部窓口を確保・周知し、相談による不利益や二次被害を防止することを求めます。

3　必要な研修、人員の確保及び財政措置を講じ、全ての子どもに学習機会が届いているか、相談・保護体制が機能しているかを継続的に検証し、改善することを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　月　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）
東京都知事
東京都教育委員会教育長

宛て

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

高市政権が、安全保障関連３文書の改定に当たり、非核三原則の「持ち込ませず」に、緊急時の例外を明記する案を検討していると報じられています。

これは、核兵器を積んだ米国の艦船の一時寄港などを、緊急時には例外的に認める方針を文書に書き込むという問題です。日本自身の核保有とは異なりますが、国内に核兵器を持ち込ませないという原則に例外を設けることにつながります。

核兵器を日本に持ち込めるようにすることが、本当に私たちの安全につながるのでしょうか。

非核三原則は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とする日本の基本方針です。広島・長崎の惨禍を繰り返さないという決意に根ざし、1976 年には衆参両院の外務委員会が「いかなる場合においても」守るよう決議しています。現行の国家安全保障戦略も、三原則を堅持する方針は今後も変わらないとしています。

今回の検討に関連して言及されている 2010 年の岡田克也外務大臣の答弁は、核搭載艦船の一時寄港を認めなければ日本の安全を守れない事態が生じた場合、その時の政権が判断し、国民に説明するというものでした。しかし、仮定の事態への答弁と、例外をあらかじめ国の基本戦略に明記することは、区別すべきです。

国民の生命と安全を守ることは、政府の責務です。核兵器の持ち込みによる抑止効果への期待だけでなく、周辺国との緊張や核兵器使用の危険に及ぼす影響も考慮しなければなりません。安全保障環境が厳しいからこそ、非核三原則を堅持した上で、国民の安全を確保するための外交・安全保障上の努力を尽くすべきです。

三原則という名称を残しても、例外を設ければ、その適用範囲は狭まります。将来の政策判断にも関わる変更を、単なる文言の整理として扱うべきではありません。

文京区は、1983 年の非核平和都市宣言で、非核三原則の堅持と核兵器の廃絶、軍縮を訴えています。

よって、文京区議会は、政府に対し、次の事項を強く求めます。

記

1　「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を一体として堅持し、安全保障関連３文書にも明確に位置付けること。

2　緊急時を理由とする核兵器持ち込みの例外を明記せず、「持ち込ませず」の原則を後退させないこと。

3　国会決議を尊重し、核政策について国民への十分な説明と国会での審議を尽くすとともに、核軍縮・不拡散と地域の緊張緩和に向けた外交努力を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　月　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
外 務 大 臣　　宛て
防 衛 大 臣